

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2015年（平成27年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼桜が岡一丁目2396番81地先		4.0 ～ 6.0	143.0
	911号線	鵜沼桜が岡一丁目2370番512地先			
2	鵜沼	鵜沼桜が岡一丁目2429番18地先		4.5 ～ 5.2	63.4
	912号線	鵜沼桜が岡一丁目2429番8地先			
3	鵜沼	本鵜沼二丁目2951番地先		4.5	36.1
	913号線	本鵜沼二丁目2907番6地先			
4	鵜沼	鵜沼海岸五丁目12番17地先		4.5 ～ 5.0	25.7
	914号線	鵜沼海岸五丁目12番19地先			
5	辻堂	辻堂西海岸二丁目7181番36地先		9.5	271.2
	643号線	辻堂西海岸二丁目7181番33地先			
6	辻堂	辻堂東海岸三丁目7239番979地先		5.0	65.1
	644号線	辻堂東海岸三丁目7239番969地先			
7	辻堂	辻堂東海岸四丁目7238番69地先		6.0	143.7
	645号線	辻堂東海岸四丁目7238番53地先			

8	村岡	小塚字弥勒寺谷 5 8 6 番 7 地先	4.0	1148.0
	4 8 8 号線	弥勒寺一丁目 4 2 1 番 1 地先	~ 12.8	
9	村岡	弥勒寺二丁目 2 1 8 番 3 地先	5.0	40.0
	4 8 9 号線	弥勒寺一丁目 2 1 2 番 1 3 地先	~ 7.7	
10	村岡	弥勒寺一丁目 2 1 2 番 1 2 地先	4.6	30.4
	4 9 0 号線	弥勒寺二丁目 2 1 1 番 1 地先	~ 6.1	
11	明治	羽鳥三丁目 4 0 6 番 1 6 地先	5.0	55.5
	4 9 4 号線	羽鳥三丁目 4 1 1 番 4 地先		
12	明治	城南二丁目 4 9 3 番 2 地先	4.0	77.1
	4 9 5 号線	城南二丁目 4 8 4 番 1 地先	~ 8.5	
13	六会	円行一丁目 1 4 番 5 8 地先	6.0	117.8
	8 7 8 号線	円行一丁目 1 4 番 5 3 地先		
14	長後	高倉字中島 9 5 1 番 1 0 地先	4.5	14.9
	9 0 5 号線	高倉字中島 9 5 1 番 8 地先		
15	長後	長後字天神添 1 3 1 7 番 8 地先	4.5	25.1
	9 0 6 号線	長後字天神添 1 3 1 7 番 4 地先		
16	円行 1 号	円行一丁目 1 4 番 4 6 地先	3.0	13.6
	歩行者専用道	円行一丁目 1 4 番 4 2 地先		

提案理由

鵜沼 9 1 1 号線ほか 1 5 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。